

職場での組合活動はあたりまえ!!

就業規則を振りかざしての組合活動妨害は不当労働行為だ!!

東京第一車両所、第二車両所分会は、「窃盗罪」をでっち上げてJR東海労の組織破壊を目的とした弾圧に抗議するビラ配布を各職場で展開しました。

就業規則の拡大解釈!!

しかし、会社はビラ配布した組合員に対する事情聴取をするばかりか、「『就業規則』に反する」等とした掲示を張り出しました。そして、8月3日には、新幹線地本に対して幹鉄事から『警告書』なるものを発してきました。

これは、就業規則の独善的な解釈に過ぎず、常識的範疇を逸しています。

職場でのビラ配布は労働委員会の命令で明らか!!

今年、5月23日に大阪府労働委員会は、大阪第三車両所でビラ配布をしたことに対する会社の妨害に以下のような命令を下しています。

「会社は、会社の許可を得ずに行われたとはいえ、組合に対する支配介入であるといわざるをえず、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。」

不当労働行為をはねかえし、職場闘争を強化しよう!!